

薬局用 記入要領（新規）

- 1 「保険医療機関」の名称は、正式名称を記載すること。
- 2 （別紙1）経歴書の「学位」は、専門科目に関する学位の有無を記載すること。
- 3 （別紙1）経歴書には、薬剤師免許取得日を明記し、薬剤師免許証の写しを添付すること。また、新規開局する保険薬局の管理薬剤師においては、他の指定自立支援医療機関での管理薬剤師経験を明記すること。
- 4 （別紙2）調剤を行うための設備及び施設の概要には、薬局の見取図を添付すること。（精神通院医療のみ指定の場合は、いずれも添付不要。）
- 5 （誓約書）欠格条項に該当しない旨の誓約書を添付すること。

<指定の主な要件>

薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。また、育成医療・更生医療においては、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理薬剤師が、過去に他の指定自立支援医療機関において管理薬剤師としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。

<指定年月日について>

薬局の指定について、各月の20日までに指定審査基準を満たした申請書及び添付書類が提出された場合、翌月の初日が指定年月日とする。

<大分市内に所在する薬局について>

大分市内に所在する薬局については、育成医療・更生医療の指定は大分市長が行うので、育成医療・更生医療の指定を希望する場合は大分市に申請すること。なお、精神通院医療については、大分市内に所在する薬局についても大分県知事が指定を行う。

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）指定申請書
（薬局）

保険医療機関	名 称			
	所 在 地	〒		
	電 話 番 号		担 当 者 名	
	医療機関コード			
開 設 者	住 所			
	氏名又は名称			
薬 剤 師 の 氏 名				
調 剤 の た め に 必 要 な 設 備 及 び 施 設 の 概 要				(別紙2)
<p>上記のとおり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）として指定されたく申請する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">開 設 者 住 所 氏名又は名称 印</p> <p>大分県知事 殿</p>				

※ 育成医療又は更生医療又は精神通院医療いずれか単独での指定を希望する場合は、様式中の「（育成医療・更生医療・精神通院医療）」のうち、指定を希望しない医療部分を二重線で消去すること。

(別紙1)

経 歴 書

学 位		ふりがな 氏 名	印	生年月日	
現 住 所					
最 終 学 歴					
薬 剤 師 免 許 取 得 日					
主 たる 職 歴					

※ 薬剤師免許証の写しを必ず添付すること。

(別紙2)

調剤のために必要な設備及び施設の概要

調剤室の構造		調剤室の面積	
	品 目	品 目	
主たる設備			

(備考) 1 薬局の見取図を添付すること。

2 主たる設備の欄には、薬局等構造設備規則(昭和36年厚生省令第2号)に掲げるもの以外のものがある場合にのみ、その主たるものを記載すること。

(誓約書)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定に該当しない旨の誓約書

年 月 日

大分県知事 殿

開設者 { 住 所
氏名又は名称 印
生年月日
※法人が開設者の場合には、代表者の職名、氏名及び生年月日まで記入してください。

下記に掲げる障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定に該当しないことを誓約します（役員含む）。

記

(誓約項目)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第3項で準用する同法第36条第3項各号（第1号から第3号まで及び第7号を除く）の規定関係

1 第4号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

2 第5号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律その他の法律（児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、介護保険法）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

3 第5号の2関係

申請者が、労働に関する法律（労働基準法、最低賃金法、賃金の支払の確保等に関する法律）で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行が終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過していない。

4 第6号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。

(1) 指定を取り消された者が法人である場合

取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に法人の役員又は医療機関の管理者（以下「役員等」という。）であった者で、取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

(2) 指定を取り消された者が法人でない場合

取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該者の管理者であった者で取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。

5 第8号関係

申請者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により指定自立支援医療機関の指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知日から処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

6 第9号関係

申請者が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日までの間に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出をした者（指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、申出の日から起算して5年を経過していない。

7 第10号関係

第8号に規定する期間内に指定自立支援医療機関の指定の辞退の申出があった場合において、申請者が、第8号の通知の日前60日以内にその申出に係る法人（指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又はその申出に係る法人でない者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であった者で、申出の日から起算して5年を経過していない。

8 第11号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に自立支援医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

9 第12号関係

申請者が、法人で、その役員等のうちに第4号から第11号までのいずれかに該当する。

10 第13号関係

申請者が、法人でない者で、その管理者が第4号から第11号までのいずれかに該当する。